

平成 2 6 年度

第 1 回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資 料>

<委員名簿>

○平成 2 6 年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿	… 1
-------------------------------	-----

<議 事>「コープ春日」に対する意見について

◎（資料 1-1）市の意見案と考え方	… 2～4
○（資料 1-2）周辺見取図	… 5
○（資料 1-3）建物配置図（変更前）	… 6
○（資料 1-4）建物配置図（変更後）	… 7
○（資料 1-5）騒音予測地点	… 8

<参 考>

○ 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ	… 9
----------------------	-----

平成 2 6 年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏 名	出席者	備考
1	熊本市	農水商工局 次長	原山 明博	本人	
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	学識経験者
3	熊本学園大学	経済学部 元教授	荒井 勝彦	本人	学識経験者
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 嘱託教授	磯田 節子	欠席	学識経験者
5	熊本県	警察本部交通規制課長	木庭 俊昭	今村係長	代理出席
6	熊本市	危機管理防災総室長	入江 常治	本人	
7		市民協働課長	野口 恭子	本人	
8		青少年育成課長	豊永 英輔	草野課長補佐	代理出席
9		環境政策課長	森 博之	菅本主査	代理出席
10		環境共生課長	近浦 茂実	本人	
11		水保全課長	山本 光洋	濱野主査	代理出席
12		ごみ減量推進課長	小崎 昭也	大倉室長	代理出席
13		商工振興課長（所管課）	松田 公德	古澤課長補佐	代理出席
14		交通政策総室長	肝付 幸治	上村副室長	代理出席
15		都市政策課長	石坂 信也	松永主査	代理出席
16		建築指導課長	下田 誠至	本人	
17		開発景観課長	宮本 肇	川崎主幹	代理出席
18		土木管理課長	園田 昇	欠席	

市の意見案と考え方

変 更

1. 店舗名称：コープ春日
2. 所在地：熊本市西区春日七丁目 1 番 外
3. 届出内容：変更（大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項 施設の運営方法に関する事項）

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置：

（変更前）2 箇所 店舗敷地東側及び南側

（変更後）3 箇所 店舗敷地東側、南側及び北西側

(2) 変更年月日：平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

4. 手続状況：	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
	平成25年11月28日	平成25年12月4日～平成26年4月4日	平成26年7月28日

5. 意見等： ○…あり ×…なし	住 民 等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井元教授)	学識経験者 (磯田囑託教授)	
	×	×	×	×	
	県警交通規制課	危機管理防災総室	市民協働課	青少年育成課	環境政策課
	×	×	×	×	×
	環境共生課	水保全課	ごみ減量推進課	商工振興課	交通政策総室
	×	○	×	×	×
	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課	
	×	×	×	○	

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱い

I. 設置者、建物等の概要 【意見等なし】

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等 【意見等なし】

2. 騒音の発生に係る事項 【意見等なし】

3. 廃棄物に係る事項等 【意見等なし】

4. 街並みづくり等への配慮等 【意見等なし】

III. その他指摘事項

1	担当課	土木管理課（西部土木センター）
	指摘内容	【図面4関連】 出入口②の幅員について → 出入口③の新規設置に伴い、7.00mへ変更を行うこと。 (理由)歩行者の安全確保のため。
	設置者回答	出入口②については、西部土木センターとの協議により7mに変更いたしました。 (添付図面参照)
	取扱	記載しない

2	担当課	土木管理課（西部土木センター）
	指摘内容	申請地に隣接する市道には、境界標(それに伴う測量鈎)が埋設されているので、これらに 損傷なきよう十分注意して施工されること。なお、これらの境界標等の移動が生じる場合 は、西部土木センター総務課管理財産係と事前に打ち合わせを行うこと。 (理由)官民境界保全のため。
	設置者回答	問題なく施行いたしました。
	取扱	記載しない

3	担当課	水保全課
	指摘内容	・工事に当たっては、濁水等が付近水路を通じ河川等に流出しないよう対策を講じて下さい。 ・事故等により、油分等が付近水路を通じて河川等に流出又は地下浸透しないように十分注意してください。 (理由)水質汚濁防止法
	設置者回答	水質汚濁防止法に基づき、十分配慮した上で施工いたしました。
	取扱	記載しない

4	担当課	水保全課
	指摘内容	・駐車場に附帯して建築物(管理人詰所等)を築造する場合には、節水に配慮した給水設備の設置に努めてください。 熊本県地下水保全条例 熊本市地下水保全条例
	設置者回答	駐車場に附帯する建築物の築造はございません。
	取扱	記載しない

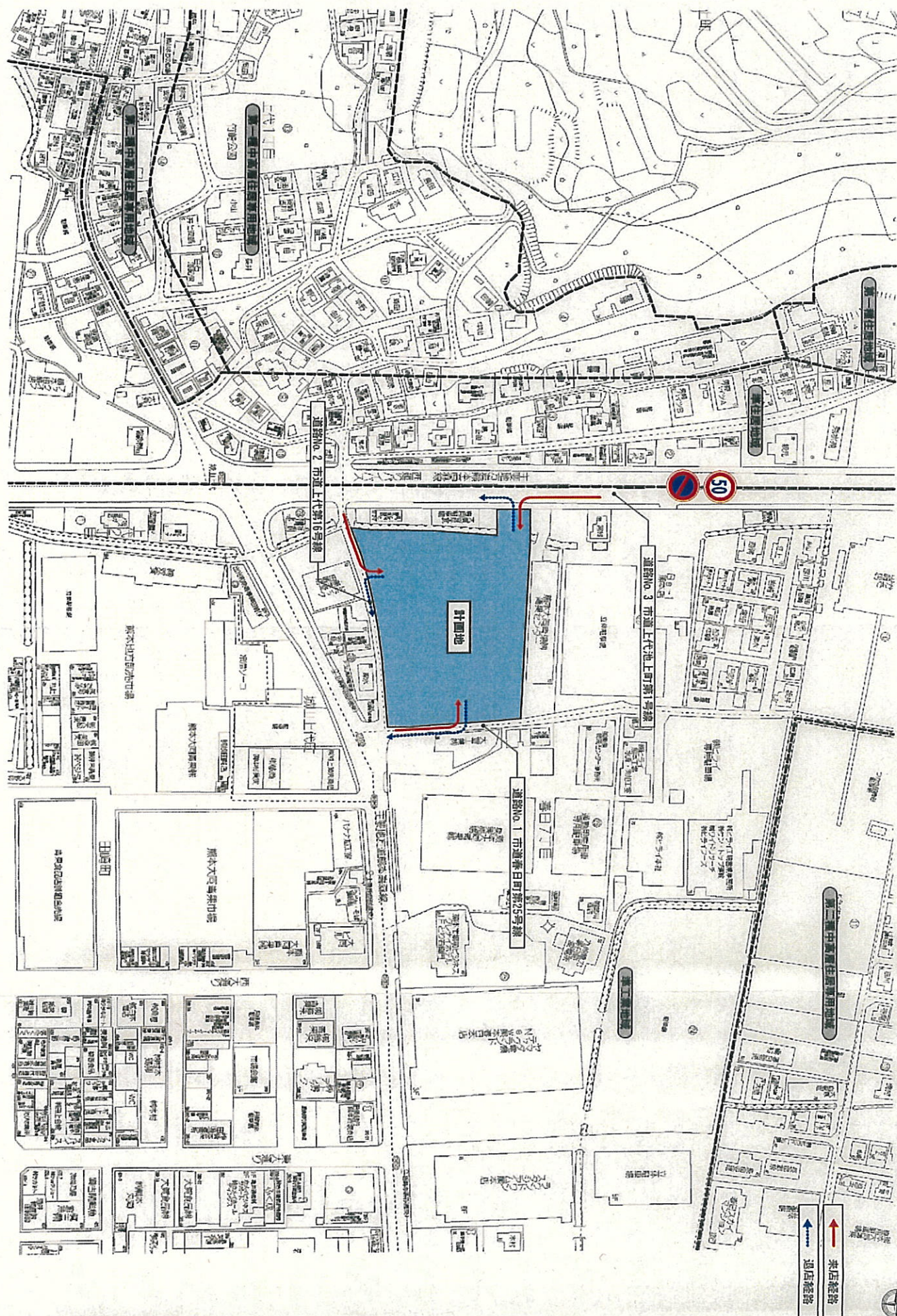
7. 市の意見案

【市の意見】

なし

【留意事項】

なし









大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ

